

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 716 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 716 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 7 年 4 月 21 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 7 年 4 月 21 日（月） 午後 4 時～午後 4 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野 一弘
副会長	12 番	鈴木 広子
委 員	1 番	久野 恵子
	2 番	深谷 英一
	3 番	鈴置 省悟
	4 番	浅田 昭茂
	5 番	服部 啓子
	6 番	大威 千里
	7 番	竹内 修造
	8 番	加古 俊治
	9 番	本田 貴士
	10 番	小島 春男
	11 番	成田 正彦

（農地利用最適化推進委員）

15 番	大嶋 英二
16 番	神谷 登
17 番	鈴木千代子
18 番	竹内 敬三
19 番	富田 勇治

・欠席委員

（農業委員） 欠席者なし

（農地利用最適化推進委員） 14 番 稲葉 きみ子

・農業委員会事務局職員

事務局長	深谷 一紀
事務局	下谷 敏信（会議書記）
	花田 佳明（会議書記）

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 716 回）

令和 7 年 4 月 21 日

日程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 5 条の規定による届出について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
5	報告 4	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
6	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
7	議案 2	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
8	議案 3	農用地利用集積等促進計画について（一括契約）	

（事務局）

だいまから第 716 回大府市農業委員会総会を開会したいと思います。

農業委員会の会則に基づきまして、会長は会議の議長となり議事整理することになっておりますので、以降議事の進行は久野会長にお願いいたします。

（議長）

ただいまから第 716 回大府市農業委員会総会を開会します。

総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

（事務局）

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員 13 名中 13 名の出席で、過半数以上の出席をいただいておりますので、総会が開会できることをご報告いたします。

農地利用最適化推進委員におかれましては、14 番、稲葉きみ子委員から事前に欠席のご連絡をいただいておりますので、5 名の出席をいただいております。

また、本委員会は原則公開するものでございますが、本日の傍聴者はございません。

報告は以上です。

(議長)

始めに、日程第1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

次に、日程第2報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』から、日程第5報告第4号『農地法第18条第6項の規定による通知について』までを事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局長の深谷です。私から日程第2報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』から日程第5報告第4号『農地法第18条第6項の規定による通知について』までをご説明させていただきます。

始めに、議案書1ページをご覧ください。報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』をご説明いたします。

今回、農地法第4条のうち第1項第7号に規定される、市街化区域内で所有者自ら行う農地転用をしたものについて届け出るものです。議案書1ページにある1件の届出があり、転用目的は住宅でございます。

次に、議案書2ページをご覧ください。報告第2号『農地法第5条の規定による届出について』をご説明いたします。

農地法第5条のうち第1項第6号に規定されます、市街化区域内において、農地を農地以外のものにするため、権利の設定又は移転を伴う農地転用の届出となります。議案書2ページから4ページまでの7件の届出がありました。権利といたしましては、申請番号4が賃貸借権、申請番号5が使用貸借権で、その他5件は所有権移転となっております。転用目的は、申請番号3が駐車場で、その他6件は住宅でございます。

なお、この報告第1号及び第2号につきましては届出を受理し、事務局長専決で届出者に対し、受理通知書をもって通知したことをご報告申し上げます。

次に、議案書5ページをご覧ください。報告第3号『農地法第3条の3の規定による届出 相続等による権利移動について』をご説明いたします。

農地を相続によって所有権を移転し、取得したことの届出となっております。議案書5ページから9ページまでの8件の届出があり、受理をいたしました。

次に、議案書10ページをご覧ください。報告第4号『農地法第18条第6項の規定による通知について』をご説明いたします。

農地の賃貸借契約に係る合意解約を農業委員会にその旨を通知するものとなります。議案書10ページから12ページまでの6件の通知を受理いたしました。

すべての申請において借受人は同一人物で、それぞれの貸付人との間において、利用権における貸付内容の変更等のため合意解約をするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

ただいまの報告第1号から報告第4号までの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(議長)

説明のありました報告案件につきましては、ご了解をいただいたものとい
たします。

次に、日程第6議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請につい
て』3件を上程します。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

本日お配りしました、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に
ついて』をご覧ください。議案内容についてご説明いたします。

農地法第3条は、農地を農地のまま権利の設定又は移転を行うもので、そ
の案件について本委員会で審議し、許可をするものとなります。

先ほどお配りしました議案書のとおり3件の申請がありました。4月16日
及び17日の地区協議会において、各地区ごとの委員に現地確認をいただいた
ところでございます。各申請について簡単に説明いたします。

始めに、申請番号1につきましては、申請事由として農地を新たに取得
し、規模拡大を図るため、有償で所有権を移転し、新たに取得するものでご
ざいます。

次に、申請番号2につきましては、農業規模拡大を図るため、有償にて所
有権移転をし、新たに取得するものでございます。

最後に、申請番号3につきましては、近隣の農地を購入し、更に農業に精
励していくため、有償にて所有権移転をし、新たに取得するものです。

議案内容の詳細については、全員協議会でご説明させていただいたとおり
です。いずれの譲受人も、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可
要件の全てを満たしているとは思いますが、ご意見をいただければと思っ
ております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の
案件について、担当地区委員 どうぞ。

(担当地区委員)

1番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たして
おりますので、特に問題はありません。よろしく願いいたします。

(議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(委員挙手)

(議長)

どうぞ。

(委員)

譲受人ですけれども、以前にも土地を取得されていますけれども、その（取
得された）土地が確実に農地として使用されていないので、私としては異議
を申し上げたいと思います。

(事務局)

事務局でございます。我々も現地調査をさせていただいておりますが、皆
様方の事前の意見等をお伺いしますと、確実にできていないところもある様
に見受けられますので、今一度、しっかりと営農状況、それから収穫状況、
それから販売等のですね、実績が確実にあるかどうかをお示ししていただ
くまでは、今回のことについては許可できないとご判断いただくことでよろし

いでしょうか。事務局としてはそのように意見を取りまとめさせていただきますが、いかがでしょうか。

(議長)

この意見に賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

(議長)

賛成全員ですよろしくお願いします。

(事務局)

この案件につきましては、挙手全員ということで、許可をしないということにさせていただきますので、事務局で意見をしっかりと精査したうえで(不許可の)回答をさせていただきます。以上です。

(議長)

続いて、2番の案件について、地区担当委員どうぞ。

(地区担当委員)

2番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。よろしくお願いいたします。

(議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(議長)

続いて、3番の案件について、地区担当委員どうぞ。

(地区担当委員)

3番の譲受人は所有農地の耕作状況に一部疑義がありました。内容としては、一部農地に農業用の施設が建築されておりましたが、農業利用として届出がなされていなかったことが見受けられました。ただ、その他たくさんの所有の耕作状況は、家族全員で頑張って取り組んでおられること、一部の農地も農機具などを納める施設であることなど、総合的に判断してご承認を頂きたいと思います。

よろしくお願いします。

(議長)

そのほかに、質問などはございませんか。

(なし)

(議長)

特にないようですので、議案第1号を採決します。
申請番号2番、3番の議案について、本申請で許可することに賛成の方挙手をお願いします。

(挙手全員)

(議長)

全員賛成ですので、申請番号 2 番、3 番については原案どおり許可することに決定いたします。

申請番号 1 については別途採決しましたので、よろしくお願いします。

次に、日程第 7 議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について』の 4 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案書 15 ページをご覧ください。議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について』をご説明します。

農地法第 5 条は、市街化調整区域内、権利の設定又は移転を伴う農地転用を行うもので、愛知県知事が許可をするものです。各案件について本委員会が審議し、意見を付して愛知県に申請書を提出するものです。

議案書 15 ページ、16 ページの 4 件の申請がございました。4 月 16 日及び 17 日の地区協議会において、各地区ごとの委員に現地確認をいただいたところでございます。各申請について簡単にご説明いたします。

始めに、申請番号 1 につきましては、分家住宅を建築する目的で転用するものでございます。

区分の要件が、概ね 10ha 以上の一団の農地の区域内にある農地となりますので、農地区分は、第 1 種農地に該当します。許可の判断基準は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものになりますので、「許可相当」に該当いたします。

なお、この案件につきましては、昨年 9 月の農業委員会総会において、農振農用地除外案件としてご審議をいただいた案件でございます。

次に、申請番号 2 につきましては、分家住宅を建築する目的で転用するものです。

分家住宅を建築する目的で転用するもので、区分の要件が、概ね 10ha 以上の一団の農地の区域内にある農地となりますので、農地区分は、第 1 種農地に該当します。許可の判断基準は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものになりますので、「許可相当」に該当する者です。この案件につきましても、昨年 12 月の農業委員会総会において、農振農用地除外案件としてご審議いただいた案件でございます。

次に、申請番号 3 につきましては、駐車場を整備する目的で転用するものです。区分の要件が、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する農地となりますので、農地区分は、第 2 種農地に該当します。許可の判断基準は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものになりますので、「許可相当」に該当します。

次に、申請番号 4 につきましては、駐車場を整備する目的で転用するものです。区分の要件が、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地となりますので、農地区分は、第 3 種農地に該当します。許可の判断基準は、「許可できる」に該当します。

以上、踏まえまして全ての案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができま

す。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1 番の案件について、地区担当委員どうぞ。

(地区担当委員)

1 番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、雨水枡で集水し、既設道路側溝へ接続するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

(議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(議長)

続いて、2 番の案件について、地区担当委員どうぞ。

(地区担当委員)

2 番の申請地は、土地造成をしますが、周辺にブロックを設置します。雨水は、集水枡で集水後、道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。よろしくお願いします。

(議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(議長)

続いて、3 番の案件について、地区担当委員どうぞ。

(地区担当委員)

3 番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は浸透枡で集水後、浸透させることですが、道路側に小堤を作って全体で浸透させるということでもいいか。

(事務局)

はい。

(地区担当委員)

隣接農地もないので、特に問題はありません。

(議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(事務局)

先ほどの3 番の申請地でございますが、愛知県には、排水施設について今一度しっかりと確保できることの意見を付けて愛知県に提出してまいります。

(議長)

続いて、4 番の案件について、地区担当委員どうぞ。

(地区担当委員)

4 番の申請地は、土地造成は無く、整地のみです。雨水は、最終柵で集水後、道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

(議長)

ただいま担当地区委員からの説明について、質問、意見等はありませんか。

(なし)

(議長)

特に無いようですので、議案第 2 号を採決します。本申請を愛知県知事に提出するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、一部（申請番号 3 番）意見を付けることで賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

(議長)

「挙手全員」ですので、議案第 2 号は一部意見を付けて愛知県知事に提出することに決定します。

(議長)

次に、日程第 8 議案第 3 号『農用地利用集積等促進計画について（一括契約）』の 7 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

本日お配りしました、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画について（一括契約）」をご覧ください。本議案に関しましては、大府市長から本委員会に対し意見聴取が求められているもので、農地中間管事業の促進を図ることを主旨とした「農用地利用集積等促進計画」に基づき、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するものです。

議案書の申請番号 7244 から 7250 までの 7 件でございます。いずれの借り手も、農地中間管事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。”

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

ただいまの事務局から説明について、質問、意見等はありませんか。

(なし)

(議長)

特にないようですので、議案第 3 号を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

(議長)

全員賛成ですので、議案第 3 号は、原案のとおり決定し、大府市に対し意見なしとして回答することにいたします。

以上、全案件の審議が終了いたしました。
これを持ちまして、第 716 回大府市農業委員会総会を閉会します。

以上